別表六㈠の記載要領等11中「「発行済株式等の保有割合　(4)」」を「「発行済株式等の保有割合　(5)」」に改め、同様に11中「「発行済株式等の連結保有割合　(5)」」を「「発行済株式等の連結保有割合　(6)」」に改め、同様に四号中「「剰余金の配当等の額　(8)」及び「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額　(9)」」を「「(9)」、「(10)」及び「(13)」から「(17)」まで」に改め、同様に五号中「「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額　(9)」」を「「(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額　(10)」」に改め、同記載要領に次の四号を加える。

6　「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額の計算」の各欄は、外国子会社から受ける法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額がある場合に記載すること。ただし、平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度において、平成28年４月１日において保有する外国子会社の株式又は出資（同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限る。）に係る剰余金の配当等の額を受ける場合にあつては、記載しないこと。

7　「損金算入対応受取配当等の額の計算」の各欄は、法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額について、同条第３項又は第４項の規定を適用する場合に記載すること。この場合において、令第22条の４第４項又は第５項に規定するその他合理的な方法により計算した金額を法第23条の２第３項に規定する損金算入対応受取配当等の額とするときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　「益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額　((9)又は(15))　(16)」の欄は、法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第３項又は第４項の規定を適用する場合には「(9)又は」を消し、同条第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第３項又は第４項の規定を適用しない場合には「又は(15)」を消すこと。

9　「(16)に対応する外国源泉税等の額　((10)又は(10)×(14)/(13))　(17)」の欄は、法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第３項又は第４項の規定を適用する場合には「(10)又は」を消し、同条第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額について同条第３項又は第４項の規定を適用しない場合には「又は(10)×(14)/(13)」を消すこと。